

桜台デイサービスセンター 契約書・重要事項説明書別紙

令和6年度介護報酬改定より

●居宅介護支援費 居宅介護支援費（Ⅰ）＜取扱件数が45件未満＞

要介護①・② 1086単位/月

要介護③・④・⑤ 1411単位/月

●特定事業所加算（Ⅲ）の算定要件 323単位/月

- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会の参加
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会の実施
- ・定期的な会議の開催
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加

●入院時情報連携加算

（Ⅰ）250単位 *算定要件：病院または診療所に入院した日のうちに（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合翌日を含む）き、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報を提供した場合

（Ⅱ）200単位 *算定要件：病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合

- ・利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする。

●退院退所加算

	カンファレンス参加 なし	カンファレンス参加 あり
連携1回	450単位 4,689円	600単位 6,252円
連携2回	600単位 6,252円	750単位 7,815円
連携3回		900単位 9,378円

*算定要件：入院又は入所していた利用者が、退院又は入所した場合に病院又は施設等の職員と面談を行い、連携を図った場合入院、入所期間中に3回まで算定できる。

●緊急時カンファレンス加算 200単位/月2回程度

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

●通院時情報連携加算 50単位

*算定要件：利用者が医療機関で診察時同席し、医師等と情報連携を行い、必要な錠提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録する。

●居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めることができる。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能である。

- 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- 見取り期における利用者の居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合に、介護保険サービスが提供されたものと同等と認められるケースでは基本報酬の算定を行います。
- 「感染症や災害への対応強化」「高齢者虐待防止」「ハラスメント防止」の研修を行い、心掛けて行きます。